

令和
7年度

姫路市 不妊治療ペア検査 助成事業のご案内



姫路市では、不妊症についての検査を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない検査費の一部を助成します。

対象の検査は、不妊症の早期発見、早期治療を図るために行われたスクリーニング検査(治療に移行するまでのもの)が対象となります。

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに受けた検査が対象です。

※助成回数は夫婦1組につき1回限りです。申請受付期間内に、まとめてご申請ください。

1. 助成を受けることができる人

以下の(1)~(4)のすべてに該当する方が対象になります。

1	申請時点で <u>姫路市内に住所がある夫婦</u> (事実婚関係にある夫婦を含む)であること ※事実婚関係にある場合も対象となります。(戸籍謄本や住民票により重婚でないこと、同一世帯であることの確認が必要) ※単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが姫路市内に住所を有する場合は、申請者が市内に居住の場合は可。
2	検査を行った期間の初日における妻の年齢が <u>43歳未満</u> であること
3	<u>夫婦そろって受診していること</u> ただし、やむを得ず夫婦別で受診した場合で、妻と夫の初回受診の間隔が <u>3か月以内</u> の場合は、夫婦そろって受診したものとみなします
4	助成を受けようとする検査について、他の自治体が実施する不妊の検査の助成を受けていないこと ※兵庫県内での転出入をされた場合、住民票が当市にある期間の検査費については当市へご申請いただき、それ以外は転入前・転出後の自治体へお問い合わせください。 同じ検査について重複して助成は受けられません。

2. 助成の内容

助成額	不妊症にかかる <u>保険適用外</u> の検査費について、 <u>10分の7の額</u> とし、 <u>上限2万円</u> まで
助成回数	夫婦1組につき <u>1回</u>

3. 申請の受付期間

検査を実施した日 の 同一年度内(3月31日まで)

※期日に間に合わない場合は必ず事前にご相談ください



必要書類等は裏面をご確認ください

4. 申請に必要な書類

※消せないボールペンで記入してください

	必要書類	確認内容
①	姫路市不妊治療ペア検査助成事業申請書	
②	姫路市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書	<input type="checkbox"/> 主治医が記入します <input type="checkbox"/> 医療機関の指定はありません
③	領収書(原本)	<input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は申し出ください
全員	住民票の写し(原本)	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載、戸籍の筆頭者の記載のあるもの <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載の無いもの <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの
⑤	相手方登録申出書	
⑥	通帳(振込口座がわかるもの)、印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可
該当者	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(原本) または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)(現本)	<input type="checkbox"/> 住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの
		<input type="checkbox"/> 事実婚関係の場合は、両人分それぞれ必要
⑧	事実婚関係に関する申立書	<input type="checkbox"/> 事実婚関係の方

◆①,②,⑤,⑧は保健所1階窓口にあります。保健所のホームページからもダウンロードできます。

④,⑦は、市役所・駅前市役所・支所・出張所・サービスセンター等で交付しています。

(書類交付に必要な手数料は自己負担になります。)

5. 申請の受付場所

姫路市保健所（姫路市坂田町3番地）

1階申請受付窓口 9時～17時（土・日・祝日・年末年始除く）

6. 本事業のお問い合わせ先

姫路市保健所 健康課 電話(079)289-1641

不妊・不育症等の相談

不妊症や不育症に関する相談に助産師や保健師等が応じています。

<相談方法> 来所相談(電話にて要予約)・電話相談

<相談時間> 平日9時～19時

▶ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話:(079)263-7863 住所:姫路市日出町三丁目3番地

